⑷　入札の無効
　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行なかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法
　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contacting entity : Shouji Sakabe, Head, General Service Department, Japan Finance Corporation
⑵　Classification of the services to be procured 14, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Data entry, 1 Set
⑷　Fulfillment period : From 1 February 2010 through 31 January 2015
⑸　Time-Limit for tender : 12 : 00　11 December 2009
⑹　Contact point for the notice : Hiroshi Ota, General Service Department, Japan Finance Corporation, 1―9―3 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004, Japan TEL 03―3270―1552

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年10月23日
契約責任者
　郵便事業株式会社財務部門担当執行役員
　　中城　吉郎
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容　⑴品目分類番号　5　⑵購入品名及び数量　ヘルメット　予定17,214個　ほか２点　⑶購入物品の特質等　入札説明書による。⑷納入期限　平成23年３月31日（最終）　⑸納入場所　別途指示する場所　⑹入札・開札の日時及び場所　平成21年12月18日午後３時00分　入札室（日本郵政株式会社本社１階）
2　取引先資格　⑴下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗悪にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者　㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㋕　その他、当社に損害を与えた者　ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。㋐　郵便事業株式会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。㋑　郵便事業株式会社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。⑵郵便事業株式会社における取引先参加資格審査において、資格を有すると認められた者又は全省庁統一参加資格を有する者であること。
3　入札者に求められる義務等　入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を平成21年12月14日午前11時00分までに下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り、入札の対象者とする。なお、提出した証明書等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。
4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
　〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号　郵便事業株式会社財務部門調達部（ユニフォーム担当）担当　乾　　淳一　電話03―3504―9531
5　その他　⑴入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。⑶入札保証金及び契約保証金　免除　⑷契約書作成の要否　要　⑸郵便事業株式会社資格審査申請書の提出　参加条件を満たさない者で入札を希望する者は、当社所定の審査申請書に必要事項を記入の上、上記４に示す場所へ提出すること。なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合がある。⑹入札書の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。⑺落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、競りによる入札を行う。
6　Summary　⑴Contracting entity : Yoshiro Nakajyou, Senior Exective Vice President, Japan Post Service Co., Ltd.　⑵Classification of the products to be procured : 5　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : about 17,214 pieces of Helmets and two items　⑷Delivery period : By 31 March 2011 (Final)　⑸Delivery place : To be specified later　⑹Time limit for tender : 11 : 00 AM 14 December 2009　⑺Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of the qualifications by Japan Post Service Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment　⑻Contact point for the notice : Junich Inui, Financial and Accounting Group, Procurement Department, Japan Post Service Co., Ltd., 3―2 Kasumigaseki 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―8798 Japan. TEL 03―3504―9531
○第２号
1　調達内容　⑴品目分類番号　5　⑵購入品名及び数量　ヘルメット　予定18,440個　⑶購入物品の特質等　入札説明書による。⑷納入期限　平成23年３月31日（最終）　⑸納入場所　別途指示する場所　⑹入札・開札の日時及び場所　平成21年12月18日午後３時10分　入札室（日本郵政株式会社本社１階）
2から５　第１号の２から５に同じ。
6　Summary　⑴, ⑵, ⑷, ⑹, ⑺ and ⑻The same with the notice above No. 1　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : about 18,440 pieces of Helmets　⑸Delivery place : To be specified later

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年10月23日
契約責任者
　株式会社ゆうちょ銀行　専務執行役
　　間瀬　朝久
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容　⑴品目分類番号　51、52　⑵競争に付する事項　車両の保守委託　⑶調達案件の仕様等　入札説明書による。⑷履行期間　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで　⑸履行場所　入札説明書による。⑹入札・開札の日時及び場所　平成21年12月22日午後１時10分　日本郵政ビル１階入札室
2　競争参加資格　⑴下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　下記の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為を